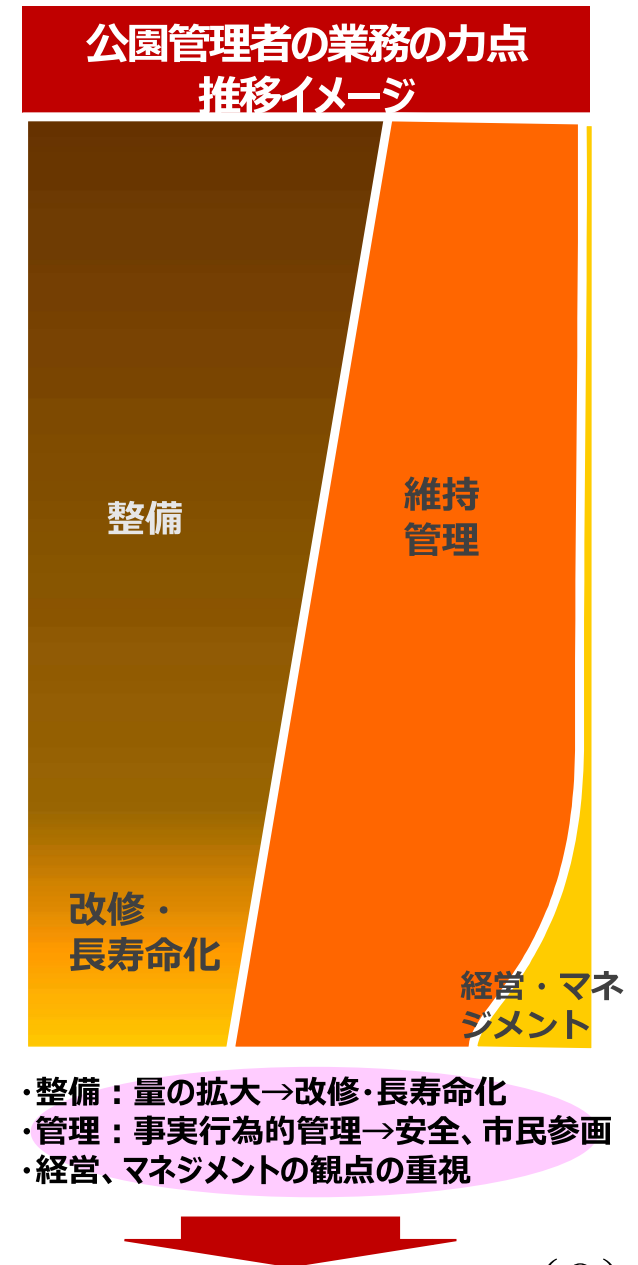
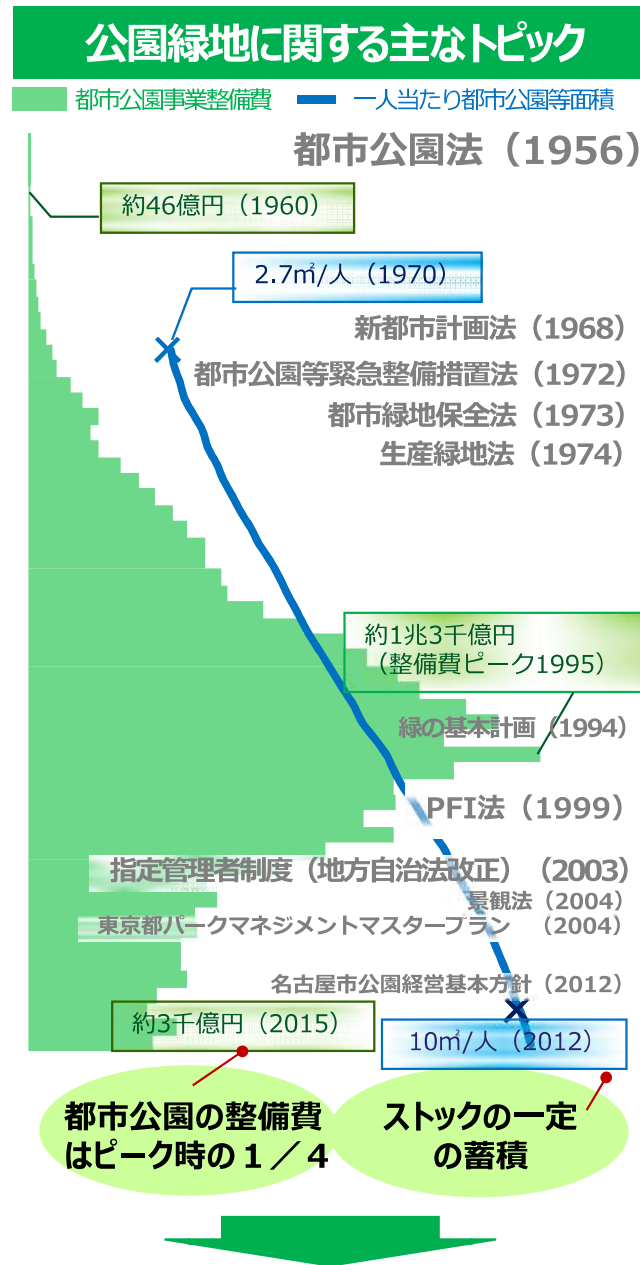
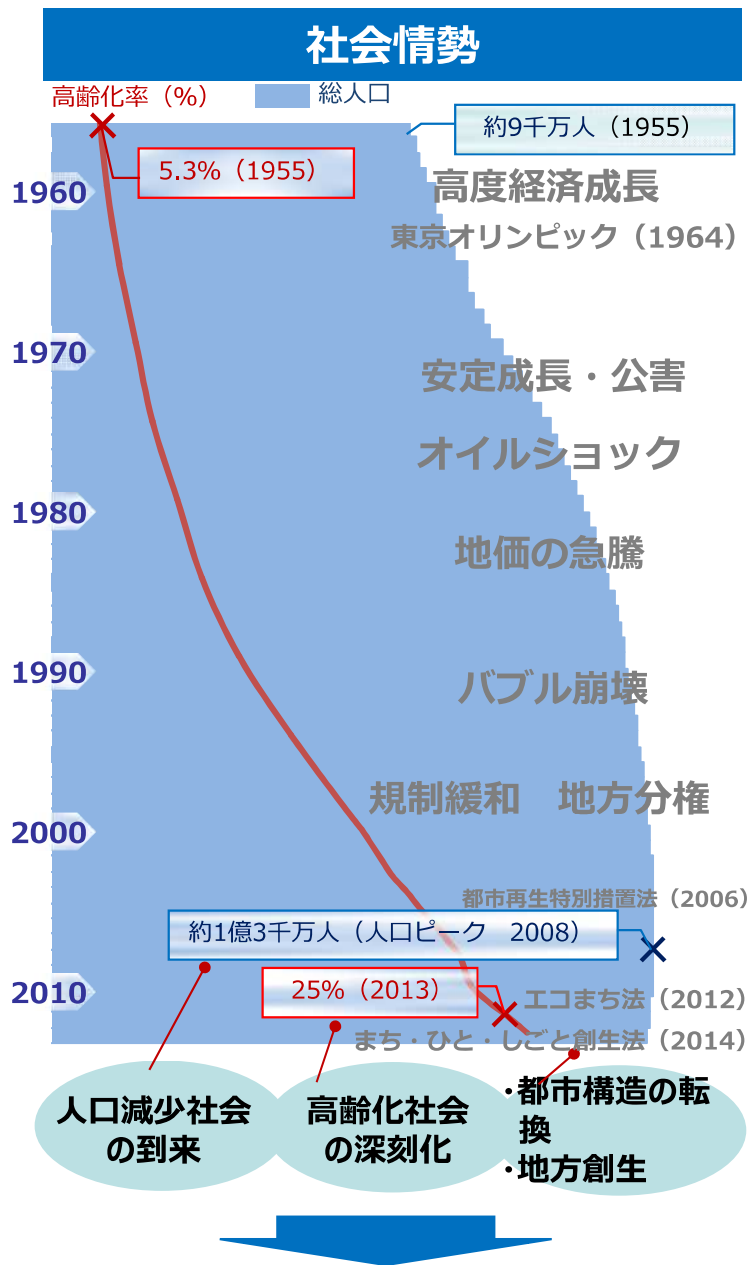


都市公園法改正のポイント

都市局 公園緑地・景観課



社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージへ移行すべき

これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの**量の整備を急ぐステージ**

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ**多機能性**を、

- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に**最大限引き出す**ことを重視するステージに移行すべき。

観点1：ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編するという考え方が重要
⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

観点2：民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を
⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

観点3：都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は×（とりあえず三種の神器（砂場、滑り台、ブランコ）等）
- 画一的な都市公園の管理は×（一律でボール遊び禁止等）
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる
⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法を改正

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸

3. 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）

4. 公園の活性化に関する協議会の設置

5. 都市公園の維持修繕基準の法令化